

## A P E C アーキテクト日豪二国間相互認証協定の締結について

平成20年7月10日

国土交通省

住宅局建築指導課

- ・ 7月10日付で、日本・オーストラリア間のアーキテクト資格の相互認証に関する協定である「A P E C アーキテクト日豪二国間相互認証協定」を締結致しました。
- ・ この協定は、日本、オーストラリアを含む14カ国が参加している「A P E C アーキテクト・プロジェクト」の一環として日本が締結する初めての相互認証協定です。
- ・ 今回の協定締結により、今後、日豪両国のA P E C アーキテクトが、相手国のアーキテクト資格を取得し、登録を行うための審査等が合理化されることとなります。

- A P E C アーキテクト・プロジェクトは、一定の実務経験等を有するアーキテクトに対し、A P E C 域内での共通の称号を与え、その登録を統一的行なうものです。A P E C 域内でのアーキテクトの流動化を促進し、アーキテクトの国際的な活躍を支援することを目的としています。
- A P E C アーキテクト・プロジェクト参加国は、資格相互認証のための二国間協議を行い、協定の締結に至った国の間で、実際の資格相互認証が行われることとなります。（両国のA P E C アーキテクトは通常の試験等と異なり、合理化された審査手順により相手国でのアーキテクト資格取得・登録等を行うこととなります。）
- なお、日本における「A P E C アーキテクト」登録の条件は、「大学卒業またはこれと同等以上の学歴を有すること」、「一級建築士であること」、「資格取得前および取得後において一定の実務経験を有すること」となっています。日本では2005（平成17）年から登録を開始しており、現在411名が登録しています。  
（別紙）A P E C アーキテクト・プロジェクトについて
- 今回の協定の締結により、日本のA P E C アーキテクトは、オーストラリアに特有の技術的事項、法的事項等についての面接審査に通れば、通常の試験を受けることなく、オーストラリア国内の全ての州及び地域において、アーキテクトとして登録することが可能となります。

## 問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官 宿本 尚吾 （内線 39-516）

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8513